

## 立川市要介護認定等資料提供事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）に関する資料（以下「要介護認定等資料」という。）を、当該認定を受けた者（以下「本人」という。）、親族その他の関係者に提供することについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (要介護認定等資料の提供目的)

第2条 要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める目的の範囲内において行う。

- (1) 第4条第1号から第4号までに掲げる者（以下「本人及び親族等」という。）要介護認定等の手続の透明性を高め、介護保険事業への信頼を確保すること。
- (2) 第4条第5号から第13号までに掲げる者（以下「事業者」という。）次に掲げる事項を実施し、もって介護保険事業の適切な運営に資すること。
  - ア 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成
  - イ 法第8条第26項に規定する施設サービス計画の作成
  - ウ 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成
  - エ 法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業
  - オ 法第115条の48第1項の定めによる地域ケア会議における個別事例の検討
  - カ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第7条の規定による指定介護老人福祉施設への入所の判定及び立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第38号）第154条の規定による指定地域密着型介護老人福祉施設への入所の判定
  - キ その他アからカまでに類するもの

### (提供対象資料)

第3条 要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる資料の閲覧及び写しの交付により行うものとする。

- (1) 認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）
- (2) 要介護認定等の判定の結果の資料
- (3) 法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書（以下「意見書」という。）
- (4) 立川市介護保険条例（平成12年立川市条例第17号）第7条に規定する立川市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の議事要旨（本人に係る部分に限る。）  
（要介護認定等資料の提供対象者）

第4条 前条による要介護認定等資料の提供は、次の各号に掲げる者からの申出に基づいて行うものとする。

- (1) 本人
- (2) 認知症又は身体が不自由なために提供申出することができない本人の親族（個人情報保護に関する法律第69条第2項第4号に該当する場合に限る。）
- (3) 本人が成年被後見人の場合における法定代理人
- (4) 本人から委任を受けた者
- (5) 本人と法第8条第24項に規定する居宅介護支援の提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業者
- (6) 本人と法第8条第11項に規定するサービスの提供に係る契約を締結している指定特定施設入居者生活介護事業者
- (7) 本人と法第8条第26項に規定する施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設
- (8) 本人と法第8条第14項に規定する地域密着型サービスの提供に係る契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- (9) 本人と法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業者又は当該指定介護予防支援事業者から当該介護予防支援の提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者
- (10) 本人と法第115条の45第1項第1号ニに定める第一号介護予防支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業に係る契約を締結している地域包括支援センター設置者又は当該地域包括支援センター設置者から当該介護予防ケアマネジメントの提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者

(11) 本人と法第8条の2第9項に規定するサービスの提供に係る契約を締結している  
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者

(12) 本人と法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの提供に係る  
契約をしている指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症  
対応型共同生活介護事業者

(13) 第2条第2号カに掲げる判定を行うために要介護認定等資料の提供を必要とする  
指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者  
(申出の手続)

第5条 前条に規定する申出を行おうとする次の各号に掲げる者（以下「申出者」とい  
う。）は、当該各号に定める申出書に市長が別に定める書類を添えて提出するものとす  
る。

(1) 本人及び親族等 要介護認定等資料提供申出書（本人・家族用）（第1号様式）

(2) 事業者 要介護認定等資料提供申出書（事業者用）（第2号様式）

2 前項の規定にかかわらず、申出者は、東京電子自治体共同運営協議会（以下「運営協  
議会」という。）が運営する電子申請サービスにより申出（以下「電子申請」とい  
う。）をすることができる。この場合においては、電子申請を受ける市の電子計算機に  
備えられたファイルへの記録がされた時に当該電子申請があったものとみなす。

（要介護認定等資料の提供）

第6条 前条に基づく申出を受けたときは、特段の事情がある場合を除き、速やかに申出  
に係る要介護認定等資料の閲覧又は写しの交付を行うものとする。

2 前項の規定により要介護認定等資料の写しを交付するときの交付部数は、同一の申出  
者につき1部とする。

3 本人の要介護認定等の申請に係る認定審査会の審査判定が終了するまでは、第1項の  
規定にかかわらず、当該要介護認定等資料の提供を行わないものとする。

4 本人及び親族等に対する意見書の提供に当たっては、第1項の規定にかかわらず、当  
該意見書を作成した主治の医師の意見を聴いた後に当該提供の可否を決定するものとす  
る。この場合において、次の各号に掲げるときは、意見がないものとみなす。

(1) 回答の期限内に回答が得られなかったとき。ただし、当該遅延に相当な理由があ  
ると認められる場合を除く。

(2) 主治の医師の廃業その他により照会を行うことができないとき。

(3) 照会の結果送達不能で返戻された場合において、当該主治の医師の所在が確認できないとき。

5 事業者に対する要介護認定等資料の提供は、第1項の規定にかかわらず、本人の同意がある場合に行うものとする。この場合において、意見書の提供に当たっては、当該意見書を作成した主治の医師の同意がある場合に行うものとする。

6 要介護認定等資料の提供は、無料とする。ただし、要介護認定等資料の写しを送付する場合における郵送に要する料金は、申出者の負担とする。

(要介護認定等資料の提供の制限)

第7条 第5条の規定による申出が次の各号に該当すると認められるときは、前条第1項の規定にかかわらず、要介護認定等の資料の提供を行ってはならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、該当する部分を除いた部分を提供することはできる。

(1) 第2条に規定する目的以外の目的に要介護認定等資料を使用すると認められるとき。

(2) 要介護認定等資料の提供を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護又は市民生活の安全の確保に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

(要介護認定等資料の提供を受けた者の遵守事項)

第8条 この要綱の規定により要介護認定等資料の提供を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 提供を受けた要介護認定等資料に係る本人の情報（以下「本人情報」という。）又は本人の親族の情報（以下「親族情報」という。）を第2条に規定する目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと又は親族情報を当該親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供しないこと。

(3) 要介護認定等資料の提供を受けた事業者の職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、前2号に定める行為を行わないよう必要な措置を講ずること。

(4) 本人の同意を得ることなく、提供を受けた要介護認定等資料を第2条に規定する目的以外の目的により複製しないこと。

(5) 提供を受けた要介護認定等資料の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を

防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 事業者にあつては、第4条第5号から第11号までに定める契約が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写したものを含む。）を本人に提出し、又は廃棄すること。

(7) 本人又は市から提供を受けた要介護認定等資料の提示又は返還を求められたときは、これに応じること。

（遵守事項違反に対する措置）

第9条 この要綱の規定により要介護認定等資料の提供を受けた者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、第6条第1項の規定にかかわらず、要介護認定等資料の提供を行わないことができる。

（地域包括支援センター等への情報提供の特例）

第10条 要介護認定等資料の提供に係る本人の同意があるときは、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター及び意見書を作成した主治の医師に対し、要介護認定等に係る情報を提供することができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。